

遠藤崇浩君学位請求論文審査報告

遠藤崇浩君が提出した博士学位請求論文は「国家の果たすべき役割とは何か」というものである。このテーマを取り上げることの背景として、現在多くの国々で国家の役割が見直されていることが挙げられる。例えば旧ソ連、東欧における社会主義の放棄、北欧における福祉国家の見直し、そして日本など自由主義国家での規制緩和問題など、その枚挙にいとまがない。これらは名称こそ様々だが、政治学の観点からみれば、ここでは「国家の果たすべき役割」が一貫して問われているともいえる。換言すれば、この古典的な研究課題は国内的な視点からすれば体制変換、市場経済化、民営化といった問題として、対外的な見地からすれば市場開放、いわゆる経済のグローバリゼーションという問題として今なお存在していることになり、従ってそれはまさに古くかつ新しい問題といえる。

本論文はこの課題を国内的見地、対外的見地の両側面から

考察している。国内的見地というと、それは「大きな政府」対「小さな政府」、すなわち国家と競争市場の適当な役割分担の議論となり、対外的視点というと、それは国家の適切な対外経済政策の議論となる。もとよりこれに対する回答は適切さをはかる基準を何にもとめるかによって左右されるが、本論文では自由、効率（＝資源の効率的利用）、平等といった基準から国内機能のあるべき姿を検討し、さらに安全保障、繁栄（経済成長）といった基準から対外経済政策のそれを考えている。この基準間の関係だが、本論文はそれらが相互にいかなる関係にあるのか、これをあらかじめ周到に吟味している。例えば自由と効率は両立するのか、あるいは相反関係にあるのか、また自由と平等の間ではどうなのかといった具合である。本論文ではまず国家の国内での機能の分析を行い、次いでそれを基礎に対外的機能の分析を行っている。特に後者では地域限定的な市場開放、いわゆる地域経済統合を題材に考察している。論の構成は以下の通りである。

第一章 序論―問題の所在―

第二章 国家の必要性―フリー・ライダー問題―

一 序

二 国家の必要性―財産権、公共財の観点から

- (一) 財産権の観点から
- (二) 公共財の観点から

三 国家の必要性―外部性の観点から

- (一) 公共財と外部性
- (二) 「法と秩序」と「外部性の内部化」
- (三) 外部性の内部化とフリーライド
- (四) 財産権と外部性の内部化

四 マルクシズム国家論との比較

- (一) マルクシズム国家論概観
- (二) マルクシズム国家論批判

第三章 国家の果たすべき役割

第一節 自由の観点から―隣人からの自由を中心に―

一 序

二 自由の定義

- (一) 二つの「自由」

三 自由と強制―その成立条件

- (一) 自由と強制
- (二) 自由の条件と強制的条件
- (三) 自由の条件・法と秩序

四 国家の必要性

(一) 公益としての法と秩序

(二) フリー・ライダー問題

(三) 法と秩序と国家の必要性

五 国家と私有財産権

(一) 国家、私有財産権、自由

(二) 結論と本節の限定事項

第二節 自由の観点から―国家からの自由を中心に―

一 序

二 基礎概念の検討―自由と強制、自由確保の条件―

三 国家と市場

(一) 私有財産権と国有財産権―市場と統制―

(二) 国家の果たすべき役割

(三) 自由の定義と国家の規範的役割の性格

四 結論

第三節 効率、平等の観点から

一 序

二 効率確保の観点から

- (一) 効率の定義
- (二) 私有財産権と効率―比較優位の原理、生産インセンティブ―

(三) 限定事項・公共財のケース

三 平等確保の観点から

- (一) 平等の定義
- (二) 幾何学的平等のケース
- (三) 算術的平等のケース

四 結論

第四節 貿易政策への応用―地域経済統合と国家の役割

一 序

二 国家の対外目標と国家の対外的強制力行使

三 地域経済統合―自由貿易政策と保護貿易政策の組

み合わせ―

(一) 自由貿易政策と保護貿易政策

- (二) 地域経済統合の有効性―貿易創出効果と貿易転換効果―

(三) 加盟国の選択

四 結論と限定事項

第四章 結論と今後の展望

参考文献

〈本論文の要旨〉

第一章では問題提起を始め、その分析手法、主要論点な

ど本論文の大きな全体像が示される。本論文は自由、効率、平等、安全保障、繁栄といった多様な観点から国家の規範的役割を検討するものだが、こうした政治学上の古典的課題に対し、一貫して公共選択論の手法を用いて取り組んでいる。次に主要論点であるが、国家の役割の大きさと競争市場の活用度の間には、前者が拡大（縮少）すると後者が縮少（拡大）するという関係があるということが示される。そもそも財産権は国家によって設定、執行されるが、そのうち私有財産権は競争市場の基礎となり、国有財産権は国家活動の基礎となる。限りある一国の資源の中で、私有財産権の設定、執行領域が拡大（縮少）すると、その分だけ国有財産権の設定、執行領域は縮少（拡大）する。このため競争市場の活用度の拡大（縮少）が国家の役割の縮少（拡大）につながる。以上をふまえると、自由、効率、平等、安全保障、繁栄の観点から国家の規範的役割を考えると、ということ、それらの基準に照らして国家と競争市場の適切な役割分担（国家の競争市場に対する適切な介入度）を考えることに等しく、さらにそれは私有―国有財産権の組合せをどうすべきかの問題に対応している。

第二章では国家の必要性を扱っている。本論文の主眼は国家活動の適切な範囲を究明する点にあるが、その準備段

階として国家の定義、国家活動の必要性そのものの論拠を確認している。一般に国家は古くから権力機構、社会的強制装置と規定されてきている。本論文では社会的強制装置なるものが必要とされる理由はフリー・ライダー問題の解決にあるとの認識に立ち、そのメカニズムを財産権、公共財、外部性といった基礎的な概念を活用して究明している。従来、それらの概念は個別的に扱われてきたが、ここではそれぞれの関係を明らかにしつつ、その成果を国家の必要性に関する論議に適用することを試みている。具体的に述べてると、まず法と秩序が公共財であることに着眼し、法と秩序を題材に国家の必要性を論じたホッブズ(Hobbes)の議論を公共財供給におけるフリー・ライダー問題として把握する。そしてさらにホッブズのいう「万人の万人に対する闘争状態」を「万人が万人に対して同一種の外部不経済効果を相互に与え合っている状態」と解釈し、外部性の内部化の手段として財産権を位置づけ、そしてその強制的な執行の必要性を論じている。そして以上の考察を踏まえた上で本稿の立場をさらに明確にするため、国家死滅説を唱えるマルクシズムの国家論との対比を行っている。マルクシズム国家論では、「国家」とは少数派たるブルジョワ階級が多数派たる労働者階級の秩序破壊行動を鎮

圧するために用いる特殊な強制装置であるとされる。しかしいったん労働者階級による革命を通じて階級闘争が終結すると、今度はかつての労働者階級に属していた多数派が、かつてのブルジョワ階級である少数派を抑圧するようになるため「国家」は不要となり(やがてそれは「死滅」する)、秩序は多数派側の武装した人民によつて容易に維持されるという。筆者はこの「国家死滅説」に対し、今度は当の武装した人民一人一人が秩序の実現においてフリー・ライダーとなる恐れがあるため、階級闘争が終わった後でもなお秩序の維持には何らかの社会的強制装置が必要となることを指摘し、それはまさに国家に他ならないとしている。これは労働者階級による革命にフリー・ライダー問題を適用し、そうした革命の実現の困難さを指摘したオルソン(M. Olson)の批判とは異なり、革命後の秩序維持の問題にフリー・ライダー問題を適用し、国家死滅説の欠陥を明らかにした新たなマルクシズム批判といえる。

第三章では各基準に対応した国家の規範的役割が四節に分けて論じられている。第一、二節で自由を基準にしたケースを考える。第一節は自由の規定の吟味から始まるが、それは強制的な反意語として定義される。その強制についてであるが、ここでは先行研究に従い、Bの個人Aに対する

強制を「BがAの与件 (data) を独占的に操作し、Aの行動をAにとって不利な方向にコントロールすること」と規定し、かつ、強制を成立させる条件をも併せて確認している。そして以上を念頭において、国家が構成員の生命、身体、外的事物の保全、すなわち法と秩序の維持を第一の役割としていることは、自由の確保の面でのような意味合いをもっているのか、という点にホッブズ理論を手がかりとして論を進めている。

ホッブズのいうアナキーな状態は「万人の万人に対する闘争状態」、すなわち各人が万物に対する権利をもつ状態であるが、筆者はこれを財産権—生命、身体を含む—についてそれを排他的に使用する権利—が設定、実施されていない状態と把握する。そこでは例えば自分の生命、身体についてでさえ隣人の干渉を排除できない。これは自己の生命、身体が自分にとっての「与件」であること、しかもそれが他人によって恣意的に操作されることを意味し、定義によって「隣人からの強制」である。とするならば、個人の生命、身体、また手許に保持する外的事物を彼のみが処分できるようにすること（財産権の設定）は、他人がそれを恣意的に操作できなくすることである。かくて隣人からの強制の解消、つまり自由が確保されることになる。

問題は各人がそのルールを遵守するインセンティブを持たないことである。すなわち財産権の遵守という点で各人がフリー・ライダーとなることである。ここに各人がそうならないように強制力を行使することが必要となり、その行使の主体が国家であると筆者は論じている。つまり国家の第一の役割が法と秩序の維持にあるということは、国家が構成員の生命・身体、その他外的事物について財産権を設定し、かつ強制力をもってそれを各人に遵守せしめることに他ならないが、それは紛争解決と同時に隣人からの自由の確保に向けて国家がなすべき役割ともなっているのである。

第一節ではこのように隣人からの強制を抑止することを目的にした国家の強制を各人が受け入れる必要があることを明らかにしたが、その範囲を超えてさらに国家活動が拡大すると、それに応じて今度は国家からの強制が増し、国家からの自由が確保されなくなる恐れが生ずる。自由の確保の見地からすれば、国家の役割が隣人からの強制の抑止という最小限の程度に限定されなくてはならないが、そのための条件は何か。筆者はこの点を第二節で究明している。一般的にいえば国家活動は資源を必要とする。国家が意のままに利用しうる資源は国家のもの、つまり国有財産で

なくてはならない。このため国家活動が拡大するにつれて、一国の資源のより多くの部分が国家の財産とならなくてはならないが、そのとき一国の資源のうち私有財産権が設定・執行されている領域はますます狭まることになる。言葉を変えれば、この過程は国家活動が拡大強化され、他方で個人の自立的活動の基礎となる資源の範囲がますます狭くなる過程であり、それは個人の自由の縮小と軌を一にしている。例えば物資の供給の統制である。紙が全て国有化され国家の統制下にあるとき、国家はそれらの供給の停止を予告することで、出版や言論活動を中止に追い込むことができる。そこに言論の自由はない。

他方、外的事物に対する私有財産権は多くの人々によって分有されるのが常である。上記の例を用いると、大勢の人々が紙に対する私有財産権を分有した場合、そこに紙についての競争市場が成立する。このとき仮に国家が紙の供給を停止することで個人の行う出版・言論活動を中止させようとしても、そうした試みは成功しない。なぜならその個人は市場で他の所有者から供給を受けて当初の計画を実現できるからである。このことは、大勢の人々が資源を分散した形で所有するとき、強制のメカニズムが働かなくなる、ということを意味している。以上より遠藤君は個人の

自由の確保の観点からみた国家の規範的役割は、生命、身体はもとより、できるだけ多くの外的事物に私有財産権を設定し、多くの人々に資源を分割して所有させること、すなわち競争市場成立の条件整備に限定されるべきだと主張する。

つづく第三節は国家の規範的役割を論ずる基準として効率、平等をとるケースである。この節は自由を基準にしたケースとの比較・検討を狙いとしているため、第一、二節の分析枠組み・成果を土台として論が進められている。つまり、とりあえず国家の役割を競争市場成立の条件整備に限定した状態、つまり私有財産権の設定、執行領域をできるだけ拡大した状態を想定し、そこで効率、平等が確保されるかどうかを検討する。そしてこれによって国家の競争市場への介入の必要性を判断する。これは言葉を換えれば、この節でも焦点を財産権の機能におき、とりわけ私有財産権が効率、平等の確保にどの程度有効かということを明らかにし、それによって国有財産権に基づく国家活動のあるべき程度を見極めるということである。

まず効率を基準にした場合だが、それは(1)私的財生産のケースと(2)公共財生産のケースに分けられる。(1)では、効率の推進には分業の組織化がまず不可欠との認識に立つ

た上で、私有財産権に基づく分業システムと国有財産権に基づく分業システムの比較を行っている。そして私有財産権のシステムには個人の生産インセンティブを刺激し、さらに分業の原理を貫徹させる機能があるが、国有財産権のシステムではその機能が相対的に生かされないから、私有財産権に基づく分業システムのほうが効率の推進に適している」と説いている。これより国家の競争市場への介入は不要との判断を行い、その規範的役割は自由を基準にしたときと同様、競争市場成立の条件整備に限定されると結論づけている。従ってこのとき自由と効率は両立することになるとしている。

だが公共財のケースでは私有財産権の効率推進機能には限界があることから結論が異なってくる。公共財はその供給にあたってフリー・ライダーが生ずる財であるから、私有財産権を基礎とする市場による分権的意思決定方式では効率的な供給が不可能となり、国家による供給が必要となる。そしてこのように国家が公共財提供の任にあたる以上、その役割が拡大された分だけ個人の自由は制約されるため、この局面では自由と効率は衝突すると主張している。筆者は次に平等を基準として国家の規範的役割を考えている。まず平等を所得・資産の分配に関する語句として規

定し、アリストテレス (Aristotle)、『ヴァラストス (G. Vlastos) の研究を基に幾何学的平等 (「貢献に応じた分配 (To each according to his merit)」) と算術的平等 (「人間価値に応じた分配 (To each according to his worth)」) の分類を行い、前者を基準にすると国家の規範的役割は競争市場の条件整備に限定され、従って自由、効率および幾何学的平等は両立し得るとする。というのも、先述の私有財産権の生産インセンティブ刺激機能は、生産に貢献すればするほど当の本人が多く所得を取得できることが背景となっているが、これは分配面から見ると、私有財産権が「貢献に応じた分配」すなわち幾何学的平等の確保を促進していることと解釈できるためであるとしている。

この分配法則がおり込まれている競争市場では、個人間で所得・資産の分配の格差が生じる傾向にある。これに対し所得・資産の分配の均一化を意味するのが算術的平等である。こちらを基準にした場合、国家の規範的役割には所得・資産の再分配が含まれることになる。それは競争市場で生じた所得・資産格差を各人の分権的な意思決定を通じて縮小しようとしても、そこでフリー・ライダーが生じるためである。そのとき国家が競争市場に介入して所得・資

産の再分配を進めるといふ集团的意思決定を導入しないと、算術的平等は確保されないままとなってしまう。そうした再分配政策は富者の所有する所得・資産を強制的に徴収・国有化したものが基盤となっており、従ってそれは私有財産権の設定、執行領域の減少の上に成り立つ。よって、それだけ私有財産権のもつ自由、効率推進機能が阻害され、自由の侵害、生産インセンティブの低下、比較優位の原理に基づく分業の遮断などの副作用が生じることになる。これより筆者は算術的平等と自由、効率はトレード・オフの関係にあると主張する。

第四節では以上の論を基礎に「国家の果たすべき役割とは何か」という問いを対外機能の側面にまで貫徹させることを試みる。国家の対外目標は一般に安全保障と繁栄（経済発展）にあるとされる。これらは国内でいえば法と秩序の維持、効率性の維持に対応するが、ここにいる繁栄ないし経済発展の追及とは、資源の動態的な効率的配分の追及の意味で用いられている。まず安全保障と繁栄を目標にしたとき国家はいかなる対外経済政策、とりわけいかなる貿易政策を採るべきか、というのが本論文の問題である。まず自由貿易政策であるが、それは繁栄を促進するが、他方で石油など安全確保の上で必要不可欠な物資を他国に依存

する事態を引き起こす。そこで相手国が、例えば石油の供給削減を通じて自国の安全保障政策を思い通りに統御することを試みる恐れがある。このため安全を確保するには供給源を海外から国内にシフトさせる必要が生ずる。つまり安全確保には保護貿易政策が有効となる。だが保護貿易政策は国際分業を妨げるため、経済発展が犠牲となり、そのことは国防に将来割り当てることのできる資源の量を縮小させ、長期的な安全保障を阻害する。以上のことからこうしたトレード・オフの折り合いをどうつけるかが課題となる。それには自由貿易政策と保護貿易政策の組み合わせ (policy-mix)、すなわちある国には自由貿易政策を採りつつ、別な国には保護貿易政策を採ることが適切となる。それが地域経済統合である。

本論文では議論の単純化のため三カ国のみを想定し、そのうち二カ国が地域経済統合を形成するケースを扱っている。一般に地域経済統合は貿易創出効果と貿易転換効果を生むことが知られている。前者は域内加盟国の繁栄ひいては安全の確保に寄与する。後者は域外外国への対外依存度の減少をもたらし、域内の安全保障に役立つ。この貿易転換効果は域内加盟国の域外国に対する強制力行使という側面をもつ。というのも、それは域外国を域内との分業・貿易

関係から排除する働きをするが、そのことは域内加盟国当局が自国の貿易障壁の操作を通じて域外国を自給自足の方向に追い込み、それによりその国に経済発展の阻害という不利益を強いるためである。他の事情にして等しければ、このとき域外国にとって軍備拡張など安全確保に向けた諸政策はより実施困難なものとなり、それは翻って域内加盟国の安全を高める。筆者はこうしたメカニズムから地域経済統合は安全保障と繁栄を達成する一つの手段として評価され、地域経済統合が形成される理由になるとしている。

〈評価〉

以上が各章ごとの要約であるが、本論文全体を通してみるとそこでは次の四点が評価できる。

第一は自由、効率、平等、安全保障、繁栄といった多様な判断基準を明示し、そこから国家のあるべき役割について総合的・体系的に論じたことである。さらにこれらの基準が相互に両立可能か否かを吟味し、そこで「まず自由の実現に必要な条件を明確にし、それが同時に効率の実現に役立つか、平等の実現に役立つかを検討する」という形で議論を構成しているが、その立論の仕方は彼独自のものであり、かつその論述の周到なことは注目に値する。

第二に首尾一貫して「フリー・ライダー問題の解決」という観点から国家活動の必要性を導出している点である。政治学では古くより、国家の役割は「公共の利益（公益）」あるいは「公共善」の実現―具体的には法と秩序の維持、各種公共事業、所得・資産格差の是正など―にあるとし、なぜそれらの実現に国家活動が必要となるのかという点について説明しているが、これを公共選択論の概念を用いて一層明確なものとしたことである。もとより基本的なアイディアはサムエルソン（P.Samuelson）、ダウンス（A. Downs）、オルソン（M.Olson）等によって表示されている。しかしそれらの研究は単に上記の観点を示唆するに留まっている。遠藤君はこれらの示唆を受け止めて、資源の稀少性、合理的個人、公共財、外部性などの語句を体系的に用いてフリー・ライダー問題の解決の一般的メカニズムを説明し、その特殊事情として法と秩序の維持、公共財の提供、所得・資産格差の是正を位置づけている。これにより国家活動の必要性を統一的な観点から示すことに成功しており、この点が評価されてよい。

第三に財産権という概念の中核に分析を展開している点が挙げられる。もとより財産権については経済学の分野で多くの研究がなされているが、政治学的な観点から財産権

に言及したものは少ない。遠藤君が先行研究を踏まえた上で政治学、経済学の両面から財産権のもつ意義を体系的にまとめ、米ソ冷戦崩壊後に生じている体制変換を理解するための一つの理論的基礎を提示したことは評価されてよい。

そして第四に国家機能の分析を対外経済政策のあるべき姿の吟味にまで展開させていることである。ここでは全世界的な見地ではなく、あくまで個々の国家の立場からみてもどのような対外経済政策が適切かという点が検討されている。この試みは「国家の果たすべき役割とは何か」という古典的課題の適用領域を新たに開拓するものである。本論では安全と繁栄（＝動態的効率）という国家の対外目標を想定し、その手段として地域経済統合が適合しているという理路が示されている。これはこれまで経済学上のテーマと考えられてきた地域経済統合を改めて政治学の観点から分析するものである。経済学の分野で先駆的な研究を行ったヴァイナー (J. Viner) も地域経済統合の政治的側面について言及しているが、彼は立ち入った分析を展開しているわけではない。遠藤君は、経済発展が安全保障に及ぼす影響、逆に安全保障が経済発展に及ぼす効果を考察した後、自由貿易政策と保護貿易政策の最適な政策の組み合わせ (policy-mix) として地域経済統合を把握し、かつ地域経

済統合の形成時に生じる貿易転換効果には域外国に対する強制力行使という側面があることの分析等々、独自の論を展開しており、この点が高く評価できる。

さて以上のように多くの注目すべき特徴、貢献をもつ本論文だが、問題がないわけではない。まず第二章第一節で「国家」は「法と秩序の維持を第一の目的とする集団がその実現のために有する社会強制装置」と定義されているが（他の概念の定義は慎重に行っているにもかかわらず）「法」「秩序」「第一の」の定義がない。この定義の明示があればもつと議論は明確になるのではないか。

第二点として遠藤君は第三章第三節において (a) 心理的傾向の同一性が (b) 立場の交換を可能にし (c) 「それが慈善の心を生む」としている。(a) ↓ (b) は正しいが、(b) ↓ (c) は一概に成立するとは言えないのではないか。

第三点として算術的平等すなわち「人間価値に応じた分配」の「人間価値 (human worth)」の定義が十分に説得的ではない。

第四点として、研究者の中には国家が追求すべき価値として正義 (justice) を掲げるむきもあるが、本論文ではこの議論を所得・資産の平等な分配の課題、すなわち分配上の正義 (distributive justice) という形で扱っている。

しかし、これは多様な側面をもつ正義論の一面しか取り上げていないのであるまいか。他の側面を分析の視野から外した理由が示されていれば、一層深みのある論文となったことと思われる。

第五に本論文では国家の安全保障と繁栄を追求する際、自由貿易政策と保護貿易政策にはそれぞれ一長一短があるため、それらの組み合わせである地域経済統合がその有効な手段となるとされている。そこで筆者は安全確保の手段として供給源を国内にシフトさせる保護貿易政策を考えているが、実は安全確保のためであるならば貿易相手国の多様化、いわば自由貿易政策の徹底という方法も考えられるのではないか。かかる別個の手段の存在を十分考慮した上で結論を下すべきではなからうか。

最後に第二章と第三章前半における記述の重複である。これは本論文が既に発表した個々の論文を基礎にしていることから生じたものと考えられるが、この点の改善が望ましい。

しかし、このような問題点や課題が残るにしても、これらは本論文の価値を損なうものではない。以上よりこの論文は多くの貢献を含み、学位に十分値するものと認められる。よって、審査員一同は遠藤崇浩君に博士（法学）（慶

應義塾大学）の学位を授与することが適当と判断する。

平成一四年六月二一日

主査

慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員経済学博士

田中

宏

副査

慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員法学博士

根岸

毅

副査

慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員法学博士

霜野

寿亮